

遠賀川河川敷公園

## イベント利用の手引き

～使用、占用許可申請の方法・許可基準～

令和8年4月

直方市都市計画課

— 目次 —

1	はじめに	P1
2	手続きの流れ	P2
3	相談窓口	P3
4	受付期間・実施期間	P3
5	許可申請が必要な行為	P5
6	その他必要な手続き	P6
7	占用料	P6
8	許可の基準	P7
9	イベント等実施における中止判断基準	P14
10	法令関係資料	P15

## 1. はじめに

遠賀川河川敷から福知山を見渡す雄大な景観は、昔から変わらない地域を代表する素晴らしい景色です。日頃から市民のいこいの場としてにぎわうとともに、「のおがたチューリップフェア」や「のおがた夏まつり」など、本市を代表するイベントの会場としても活用されています。

また、通年利用可能なオートキャンプ場には市内外から多くの人々が訪れ、リバービューとアウトドアを楽しんでいます。

さらに、令和元年11月に、飯塚市から芦屋町までのロングライドが可能な直方北九州自転車道が整備されたことで、多くのサイクリストが河川敷沿いでサイクリングを楽しむ姿が見られ、サイクリストが立ち寄りやすい場所も増え、「サイクリングのまち」としての整備も進んでいます。

多くの人々が利用し、にぎわいを見せている遠賀川河川敷公園については、恵まれた景観を活かした様々なイベント利用の期待も年々高まっています。

遠賀川河川敷公園内でイベントを開催する場合は、公園本来の機能である憩いの場としての自由な利用と調和、周辺住民に騒音等の迷惑をかけないこと、芝生や樹木、園路等を良好な状態に保全することなど、様々な配慮を行ったうえで、公園管理者の許可が必要となります。

この手引きは、遠賀川河川敷公園を快適に利用していただくとともに、良好な環境が保てるよう、イベント利用時のルールを定めたものです。イベント利用にあたっては、この手引きに沿って、適切な手続き及び運営をされるようお願いいたします。

なお、イベント以外の集会や撮影などでご利用される場合は別途、都市計画課公園街路係にご相談ください。



## 2. 手続きの流れ

### 1. 事前相談

P3

- 行為の目的・内容についての相談
- 公園の空き状況の確認 等



### 2. 申請手続き（使用開始日の前月の初日から使用開始日まで）

P3

- 申請書類の提出
  - ・使用許可申請書、占用許可申請書
  - ・占用施設配置図、イベント企画書 など



※必要に応じて、その他関係機関（河川管理者等）との協議

### 3. 許可

- 都市計画課公園街路係から許可書が交付されますのでお受け取りをお願いします
- イベントの参加者募集や開催告知は、必ず許可を受けてから行ってください

### 4. 当日

- 許可書は必ず携帯してください
- 許可書に記載されている許可条件を遵守してください。

### 5. 後片付け

- 出入口の鍵等、市から貸与された物は速やかに返却してください
- ごみの回収等、原状回復を行ってください



### 3. 相談窓口

スムーズに手続きを進めるために、申請手続きの前に公園管理者（都市計画課公園街路係）へ必ずご相談ください。

都市計画課公園街路係：0949-25-2200



### 4. 受付期間・実施期間

#### 1) 受付期間

許可申請は、原則として行為を実施する日の前月の初日から行為の実施日まで。

ただし、大規模なイベント（概ね 1,000 人以上の集客を見込むイベントや面積が 5,000 m<sup>2</sup>を超えるような規模のイベント）を開催する際に関係機関との協議や出展者の募集等、準備や調整に時間を要する場合は、行為を実施する日の 1 年前から行為の実施日の 2 日前までに申請することも可能ですので、都市計画課公園街路係へご相談ください。また、申請の内容次第では地域の合意※や河川法 24 条及び 26 条に基づく許可申請も必要となる場合もありますので、早めのご相談をお願いします。

なお、イベント等の開催告知は必ず許可を受けてから行ってください。

#### 2) 実施場所

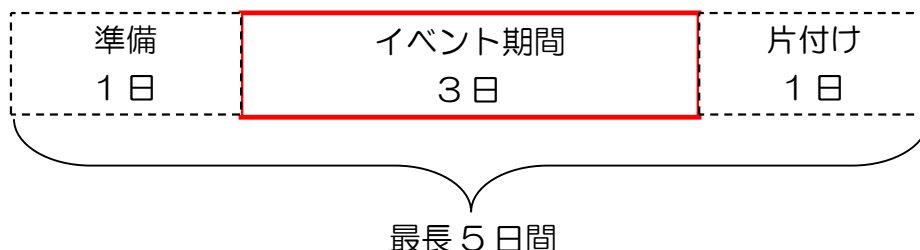
大規模なイベント等や興行は、別図 1 に示しますイベント広場（ハローワーク下緑地広場、直方工業下緑地広場）での開催をお願いします。また、日常の公園利用に支障を及ぼさないようお願いします。

花火大会等立入禁止規制等でやむを得ない場合はご相談下さい。また、自転車道の通行を妨げる使用はできません。

#### 3) 実施期間

遠賀川河川敷公園内で連続してイベント等を行うことができる期間は 3 日までとし、準備と片付けを入れて最長 5 日間の申請ができます。

時間帯は原則として日の出から日没までとします。やむを得ずこの期間外に行う場合は公園管理者と協議をお願いします。

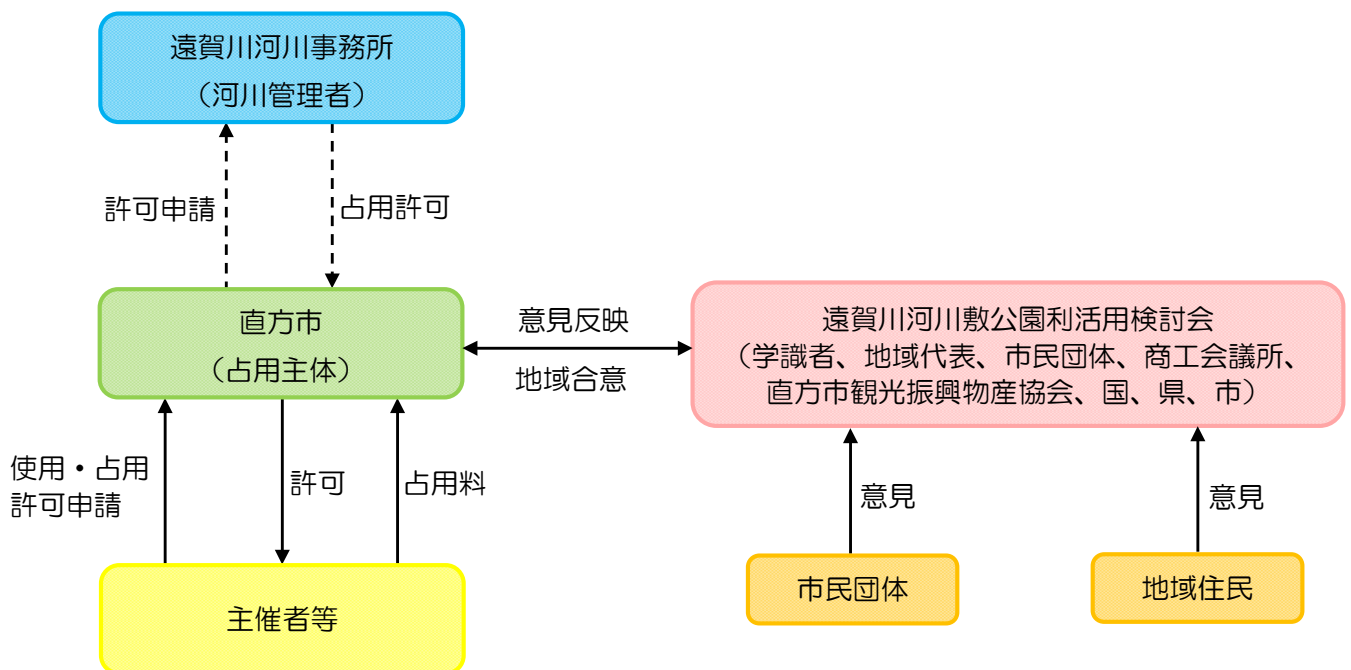


※地域の合意とは??

直方市では、遠賀川河川敷を重要な観光情報発信の拠点と位置づけ、イベント等による積極的な利活用を推進しています。一方で、日常的に公園を利用される市民の皆様との調和も不可欠と考えております。

つきましては、大規模な集客が見込まれるイベント等の開催にあたっては、地域の合意形成を重視しています。開催の是非については「遠賀川河川敷公園利活用検討会」における審議を経て、地域社会との適切な合意を図るものとしします。


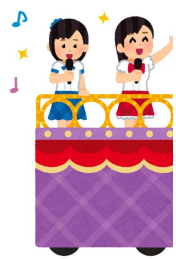
(合意形成のイメージ)



## 5. 許可申請が必要な行為

遠賀川河川敷公園は、原則として自由に利用できますが、集会やお祭り等、公園を一時的に独占して利用する場合や、テント等を設置してイベントを行う場合は事前に許可が必要です。

<p>許可が不要な行為 (自由使用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ボール遊び</li> <li>• 散歩</li> <li>• ランニング</li> <li>• 犬の散歩</li> <li>• ピクニック</li> <li>• 個人の一般的な撮影 など</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>
----------------------------	--

<p>許可が必要な行為</p>	<p>【使用許可申請】※1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎テント、ステージ等を設置しない利用 (例：行商、集会など)</li> <li>◎業としての撮影行為 (例：CM・テレビの撮影、結婚式の前撮りなど)</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>
	<p>【占有許可申請】※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎テント、ステージ等(※3)を設置する利用 (例：フェア、祭り、音楽イベントなど)</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>

※1 使用許可申請・・・直方市都市公園条例第4条第1項・第5条第2項に基づく許可申請

※2 占有許可申請・・・都市公園法第6条に基づく許可申請及び、河川法24条に基づく許可申請

※3 工作物を設置する場合・・・河川法26条に基づく許可申請

## 6. その他必要な手続き

イベント開催に伴って飲食の提供や火気の使用をされる場合は、関係機関との協議が必要となります。必要に応じて実施日までに手続きを行ってください。詳しくは事前相談の際にお問い合わせください。

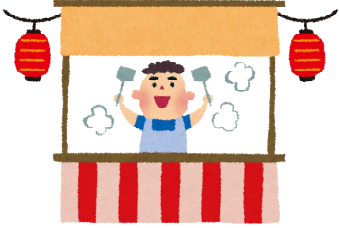





## 7. 占用料

都市公園法第6条に基づく占用許可申請が行われた場合、都市公園条例第11条の占用料の納付が必要となります。

占用料は遠賀川河川敷公園内でも場所、イベントの内容、占用物件によって様々です。詳しくは申請時にお問い合わせください。

## 8. 許可の基準

遠賀川河川敷公園内で下記のような行為を行う場合は、事前に許可が必要となります。該当するページをご確認の上、公園管理者（都市計画課公園街路係）までご相談ください。

<p>1) 販売を行いたい (キッチンカー、露店等)</p>  <p>P8 ページへ</p>	<p>2) 募金活動をしたい</p>  <p>P9 ページへ</p>
<p>3) 撮影をしたい</p>  <p>P10 ページへ</p>	<p>4) 音楽イベントを開催したい (興行)</p>  <p>P11 ページへ</p>
<p>5) 野球やサッカーをしたい</p>  <p>P12 ページへ</p>	<p>6) イベントを開催したい</p>  <p>P13 ページへ</p>

## (1) 販売を行いたい



下記のような形態であれば、公園内で飲食物や物品の販売をすることができます。

- ①店舗を設置せずに、徒歩やリアカー等で移動しながら行う物品の販売（行商）
- ②キッチンカーや露店など、保健所の飲食店営業許可を取得し行う販売
- ③イベントに付随して行う販売 ⇒ P13 ページへ

①のように、できあがったものを売り歩く行為を「行商」としています。

※店舗を設置し、その場で調理して提供するキッチンカーや露店については、行商には該当しません。

### 許可の基準

- 内容や価格が公園内での行為としてふさわしいものであること
- 他の公園利用者の支障とならない場所で行うこと
- 執拗な声かけや宣伝活動を行わないこと
- 私的な利益のための販売ではないこと
- 都市地域再生等利用区域の指定を受けた範囲に限る（別図1参照）

※公園内全てが販売可能ではありませんので、事前にご相談ください。

### 販売の事例

- リアカーでのお弁当やパンの販売（行商）
  - キッチンカーによる飲食物の販売
  - フリーマーケットの開催
- など



## (2) 募金活動をしたい



公共の福祉に資することを目的としたものであれば、公園内で募金活動を行うことができます。

金銭を集める以外にも、物品等を募って集める行為も可能です。

### 許可の基準

- 趣旨や内容が公の施設での行為として適当であること
- 公園管理者が指定した場所で行うこと
- 執拗な声かけや宣伝活動を行わないこと
- 都市地域再生等利用区域の指定を受けた範囲に限る（別図1参照）

※公園内全てが募金活動可能ではありませんので、事前にご相談ください。

### 募金活動の事例

- のおがたチューリップフェア開催への募金活動
  - 被災地への支援を目的とした募金活動
  - チャリティイベントに伴う募金活動
- など

### (3) 撮影をしたい



公園内での個人の一般的な撮影は自由ですが、業としての撮影行為を行う場合は事前に許可が必要です。

業としての撮影とは？

撮影を職業として行う場合を指します。(職業でなくても、個人が金銭を受け取って撮影を行う場合も含まれます)

内容	申請	
	不要	必要
○記念撮影		
・個人のスナップ写真等の撮影	○	
・社内報や会報のための撮影	○	
・撮影を業とする者による結婚式の前撮り等		○
○広告・宣伝目的の撮影		
・個人、自社の社員等による撮影	○	
・撮影を職業とする者による撮影		○
○写真集・雑誌等の撮影		
○映画・ドラマ・CM等の撮影		
○新聞等、報道機関による撮影		
○テレビ番組のための撮影		
・報道を目的とした番組撮影	○	
・上記以外の番組撮影		○
○SNSへの投稿のための撮影		
・公園の魅力を広く発信することを目的とした撮影	○	
・YouTube等、自身のチャンネルに投稿するための撮影		○



#### (4) 興行を開催したい



興行とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸などを不特定多数の観客に見せたり聞かせたりして、原則として入場料を徴収する催事です。

#### 許可の基準

- 実施主体は原則として個人でないこと
- 観客の安全を確保するための対策を徹底すること
- 騒音が周辺住民の迷惑になる可能性のあるものについては、事前に音量の測定を行い、本市環境政策課と事前に協議を行うこと
- 大雨による河川の増水や落雷に対する対策を講じていること（P13 参照）
- 興行が本市の観光振興に寄与するものであること
- 原状回復（後片付け等）を確実にすること
- その他関係機関との協議を事前に終えていること。
- 都市地域再生等利用区域の指定を受けた範囲に限る（別図1 参照）

#### 興行の事例

- ・野外フェス（音楽イベント）
- ・サーカス
- ・スポーツ（野球、サッカー、格闘技などプロ・アマ問わず入場料を徴収するもの）

など



## (5) 野球やサッカーがしたい



遠賀川河川敷公園で野球やサッカーなど、スポーツの練習や大会を実施する場合は、他の公園利用者の安全を確保するため、原則としてグラウンド等の運動施設が整備された箇所で行ってください。

### 野球ができるグラウンド

- ・河川敷グラウンド（頓野野球場）別図1参照
- ・河川敷グラウンド（直方二中下）別図2参照
- ・河川敷グラウンド（感田野球場）別図2参照
- ・河川敷グラウンド（新入野球場）別図3参照
- ・河川敷グラウンド（植木野球場）別図4参照

### サッカーができるグラウンド

- ・遠賀川河川敷公園（ハローワーク下緑地広場）別図1参照
- ・遠賀川河川敷公園（直方工業下緑地広場）別図1参照
- ・遠賀川河川敷公園（総合庁舎下緑地広場）別図2参照
- ・河川敷グラウンド（直方二中下緑地広場）別図2参照
- ・河川敷グラウンド（直方三中下緑地広場）別図2参照

各グラウンドは事前に申請を行ってください。使用する月の前月1日より申請を受け付けます。1月単位で申請を行ってください。また電子申請も可能ですので詳しくは直方市のホームページをご覧ください。

やむを得ず上記以外の場所で行う場合は十分な広さのある場所で開催していただき、安全対策を徹底してください。（実施場所は事前に都市計画課公園街路係までご相談ください）



## (6) イベントを開催したい



遠賀川河川敷公園内でイベントを開催する場合は、イベントの趣旨や目的が地域の活性化や、公園利用者の教養の向上につながるなど、公園利用者や市内外の方から愛される催しとなるよう工夫をお願いします。

### イベント企画書について

使用、占用許可申請書に添付するイベント企画書の作成については事前に都市計画課公園街路係や商工観光課商業観光係など、関係部署と内容の打ち合わせをお願いします。

#### ①開催日時

- ・開催日だけでなく、準備と後片付けの日時も記入してください。
- ・大雨による河川の増水や落雷に対する対応についても記載してください。(P13 参照)

#### ②イベントの目的・内容

#### ③参加者数の見込み

#### ④物品販売の有無（有の場合はその内容まで。販売を伴うイベントは都市・地域再生等利用区域に指定された範囲（別図1参照）に限る）

#### ⑤周辺の交通対策

- ・開催に伴い、園内駐車場や周辺に影響を及ぼす可能性がある場合はその予防策と苦情対応策を記載して下さい。
- ・周辺の交通に影響を及ぼす可能性があるときは、事前に警察と協議を行い、誘導員配置計画等の資料も添付してください。

※イベント開催を原因として発生した事故等への対応策として、イベント保険に加入するなど、主催者で責任を取れる体制を確保するようお願いいたします。

なお、イベント等の開催告知は必ず許可を受けてから行ってください。

### イベントの事例

- ・チューリップフェア
- ・パンやスイーツを販売するマルシェ
- ・夏まつり
- ・ドックスポーツ
- ・チャリティーイベント



など

## 9. イベント等実施における中止判断基準

遠賀川河川敷公園内で開催するイベント等は開放感があり魅力的ですが、増水や強風といった自然災害のリスクと隣り合わせです。テントやステージなどの工作物がある場合、突如の増水による流出、突風による倒壊など、未然に防ぐことが重要です。

中止判断の基準は「開催前」「開催中」の両方のフェーズで、客観的な数値指標を持つことが重要であることから、一般的な基準を整理しました。

- ①遠賀川及び彦山側の潜水橋が水没し始めたとき。
- ②遠賀川上流域において時間雨量、累計雨量、降雨量予測にて河川敷地が浸水すると想定される場合。
- ③気象庁発表による大雨、洪水警報が発令された場合。
- ④落雷の恐れがある場合。
- ⑤台風予想進路において直方市が暴風警報範囲に入ると予想される場合。
- ⑥その他、公園管理者及びイベント等実施者において、急な気象現象により開催が危険と判断した場合、あるいは危険と予想される場合は速やかに中止の判断を行う。



## 10. 法令関係資料

### ●都市公園法（抜粋）

（都市公園の占用の許可）

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- 四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- 五 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
- 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

（許可の条件）

第八条 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(原状回復)

第十条 第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

#### ●直方市都市公園条例（抜粋）

(行為の制限)

第4条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。この場合において、許可された事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- (1) 物品の販売、募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (4) 営業を目的として写真又は映画を撮影すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。

3 市長は、第1項の許可に都市公園の管理上、必要な範囲で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が管理のため必要がある場合又は市長が許可した場合は、この限りではない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 市長が指定する場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (7) 市長が指定する場所以外の場所でたき火その他火気を使用すること。
- (8) 市長が指定する場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てること。
- (9) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすこと。

(10) その他、都市公園の管理に支障がある行為をすること。

2 前項ただし書の規定に基づく許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。この場合において、許可された事項を変更しようとするときもまた同様とする。

3 市長は、第1項ただし書又は前項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用等の制限)

第5条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、都市公園への入園若しくは都市公園及び公園施設の利用を拒み、又は退去を命ずることができる。

(1) 前条第2項の許可を受けることなく、前条第1項各号に掲げる行為を行うおそれのある者

(2) 他者に危害を及ぼし、又は迷惑を与えた者

(3) 他者に危害を及ぼし、又は迷惑を与えるおそれのある物品若しくは動物を携行し入園した者又は入園しようとする者

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(占用料)

第11条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する占用料の額については、直方市道路占用料条例（昭和31年直方市条例第4号）第2条の規定を準用する。

(届出)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 都市公園を構成する土地又は工作物その他の物件若しくは施設（以下「工作物等」という。）について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) 第15条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜら

れた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料等の減免)

第14条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び占用料を減免することができる。

#### ●直方市都市公園条例施行規則（抜粋）

(趣旨)

(許可申請)

第2条 条例第4条第1項又は条例第5条第2項の許可を受けようとする者は、直方市公園施設使用許可申請書（様式第1号）により市長の許可を受けなければならない。この場合において、許可された事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2 前項の申請書の受付期間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

5 法第6条第1項又は同条第3項に規定する占用の許可を受けようとする者は、直方市公園占用許可申請書（様式第4号）により市長の許可を受けなければならない。この場合において、許可された事項を変更しようとするときもまた同様とする。

6 前項の申請書の受付期間は、別表第3のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第3条 遠賀川河川敷公園の全部または一部を独占して使用しようとする者は、次の区分に応じた申請書により市長の許可を受けなければならない。この場合において、許可された事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(1) 独占して使用しようとする目的が競技会、展示会、集会その他これらに類する催しに該当しない場合で、条例第4条第1項各号又は条例第5条第1項各号に掲げる行為を行わないとき 直方市遠賀川河川敷公園施設使用許可申請書（様式第5号）

(2) 前号以外の場合 直方市公園施設使用許可申請書（様式第1号）

2 前項の申請書の受付期間は、別表第4のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(使用期間)

第4条 条例第4条第1項第3号の規定により都市公園の全部又は一部を独占して使用することができる期間は、引き続き3日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(遠賀川河川敷公園の利用制限)

第6条 条例第6条の規定に基づき、遠賀川河川敷公園及び知古河川敷公園に市が設置する駐車場（以下「駐車広場」という。）を除く遠賀川河川敷公園及び知古河川敷公園の利用について次のとおり制限する。

(1) 遠賀川河川敷公園及び知古河川敷公園の利用時間は、原則として日の出から日没まで

とする。ただし、これにより難しいとき、又は特に必要があると認めるときは、市長が別に定める。

(2) 市長は、次に掲げる場合には、遠賀川河川敷公園及び知古河川敷公園の利用を禁止する。

ア 豪雨のおそれがあるとき、又は豪雨のとき。

イ 水位が、河川高水敷に達するおそれがあるとき。

(費用の徴収)

第7条 遠賀川河川敷公園野球場を使用する場合において、市が設置する照明設備を利用する者は、電気代相当額として30分当たり150円を納入しなければならない。

(占用料等の徴収方法)

第12条 条例第10条の使用料及び条例第11条の占用料(以下「占用料等」という。)は、許可の際に徴収する。ただし、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用(以下「占用等」という。)の期間が翌年度以降にわたる場合は、初年度分の占用料等は許可の際に徴収し、次年度以降の占用等に係る占用料等は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

(届出書)

第13条 条例第12条の規定による届出は、都市公園に係る届出書(様式第7号)によるものとする。

(使用料及び占用料の減免基準等)

第15条 条例第14条の規定により使用料及び占用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は共催し、催し等を行う場合
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校の生徒、小学校の児童その他これらに準ずる者及び幼稚園の園児並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)による保育所の園児が、授業又は保育上の目的のため、教職員等に引率され利用する場合
- (3) 直方市又は直方市教育委員会若しくは直方市議会(以下「直方市等」という。)の後援を受けて事業等を行う者が、その遂行に必要な範囲で占用等を行う場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

2 使用料及び占用料の減免額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第2号の場合 全額
- (2) 前項第3号及び第4号の場合 その都度市長が定める額

3 使用料及び占用料の減免の申請は、使用料・占用料減免申請書(様式第9号)によるものとする。

4 使用料及び占用料の減免を受けようとする者は、前項の申請書に第1項に掲げる事由に該当することを証する資料その他市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

5 第3項及び前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定により使用料の減免をする場合において市長が特に認めたときの使用料の減免の申請方法等は、市長が別に定める。

別表第1（第2条関係）

場所	様式	申請者	受付期間
遠賀川河川敷公園を除く全ての都市公園	直方市公園施設使用許可申請書（様式第1号）	国又は地方公共団体若しくはそれらに準ずる団体（以下「官公庁等」という。）	使用を開始しようとする日（以下「使用開始日」という。）の2開庁日前まで
		概ね1,000人以上の集客を見込む事業等を行う者又は用途に供する面積が5,000m <sup>2</sup> 以上の事業等を行う者	使用開始日が属する年の前年の当該日（当該日が直方市の休日を定める条例（平成元年直方市条例第17号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。）の場合は翌開庁日。以下同じ。）から使用開始日の2開庁日前まで
		その他の者	使用開始日が属する月の前月の初日（当該日が休日の場合は翌開庁日。以下同じ。）から使用開始日の2開庁日前まで

別表第3（第2条関係）

都市公園占用許可に係る受付期間

様式	申請者	受付期間
直方市公園占用許可申請書（様式第4号）	官公庁等（国又は地方公共団体が発注する公共工事の施工のための占用を含む。）	占用を開始しようとする日（以下「占用開始日」という。）の2開庁日前まで
	概ね1,000人以上の集客を見込む事業等を行う者又は用途に供する面積が5,000m <sup>2</sup> 以上の事業等を行う者	占用開始日が属する年の前年の当該日（当該日が休日の場合は翌開庁日。）から占用開始日の20日前（当該日が休日の場合は、その直前の開庁日。以下同じ。）まで
	その他の者	占用開始日の6箇月前の日（当該日が休日の場合は翌開庁日。）から占用開始日の20日前まで

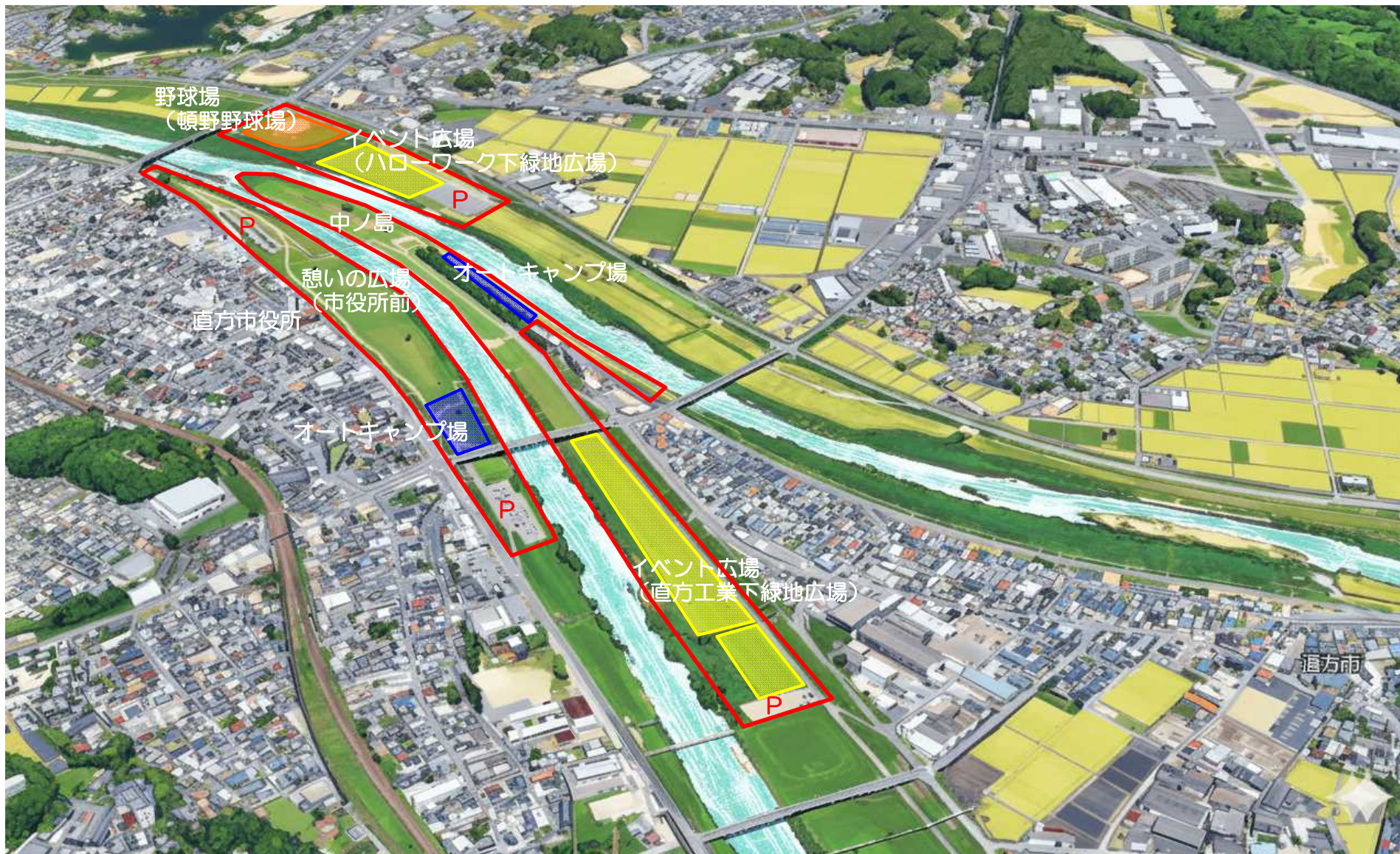
別表第4（第3条関係）


(令 7 規則 38・一部改正)

遠賀川河川敷公園（オートキャンプ場を除く。）の受付期間

場所	区分	様式	申請者	受付期間
遠賀川河川敷公園（オートキャンプ場を除く。）	第 1 項第 1 号に該当する場合	直方市遠賀川河川敷公園施設使用許可申請書（様式第 5 号）	官公庁等	使用開始日まで（当該日が休日の場合は、その直前の開庁日まで）
			概ね 1,000 人以上の集客を見込む事業等を行う者又は用途に供する面積が 5,000m <sup>2</sup> 以上の事業等を行う者	使用開始日が属する年の前年の当該日から使用開始日まで（当該日が休日の場合は、その直前の開庁日まで）
			その他の者	使用開始日が属する月の前月の初日から使用開始日まで（当該日が休日の場合は、その直前の開庁日まで）
	第 1 項第 2 号に該当する場合	直方市公園施設使用許可申請書（様式第 1 号）	官公庁等	使用開始日の 2 開庁日前まで
			概ね 1,000 人以上の集客を見込む事業等を行う者又は用途に供する面積が 5,000m <sup>2</sup> 以上の事業等を行う者	使用開始日が属する年の前年の当該日から使用開始日の 2 開庁日前まで
			その他の者	使用開始日が属する月の前月の初日から使用開始日の 2 開庁日前まで

別図1 (遠賀川河川敷公園)



: 都市・地域再生等利用区域の指定範囲 (営業活動を伴うイベント等が開催可能の範囲)

## 別図2 遠賀川河川敷公園・知古河川敷公園



※ 都市・地域再生等利用区域の指定範囲外のため営業活動を伴うイベントは開催不可

別図3 新入野球場



別図4 植木野球場

